発 行 所 (郵便番号100) 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ノ内ビルディング617号室 社団法人スウェーデン社会研究所 Tel (3212) 4007・1480 Fax (3212) 1447

Fax (3212) 1447 編集責任者 岡 沢 憲 美 印刷所 関東図書株式会社 定価300円 (年間購読料四千円) 1995年11月25日発行

No.301 第27巻11号 (毎月1回25日発行) 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

No.301

Bulletin Vol. 27

No.11号

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi—Bldg.,No.617 Marunouchi,Chiyoda—ku,Tokyo,Japan.

# スウェーデンでは、公的情報は市民みんなのもの

The public nature of official documents

理 事 潮見憲三郎 Director, Mr.Kenzaburo Shiomi

#### ●スウェーデンの「アクセス自由」とは?

わが国でのおおかたの発想を、正反対に引っ くり返すと、スウェーデンの「公文書アクセス自 由」の実情が見えてくる。

わが国では、多くの地方自治体が、公文書公開条例を制定して公開を試行している。まず「公開してもよい」文書と「公開不可」の文書とを選り分けて、「公開してもよい」文書の目録を作り、その目録所載の文書だけを「情報公開センター」に来て閲覧を申し込んだ市民に開示している。

スウェーデンには、「公文書公開」も条例も、ない。あるのは、ただ「公文書法はもともと市民のものであって、それへのアクセスは自由である」という憲法の大原則と、例外的にアクセスが制限されることがあると、同じ憲法が明示した七つの場合について、その「制限」の詳細・具体的な内容を規定した「秘密法(Sekretesslag)」と、その法律をさらに補足する「秘密令(Sekretess-förordning)」とがあるだけだ。

役所は、この法律と政令に明記された指示に従って公的情報の開示を制限する義務を負う。そこで、「開示制限・要注意文書」のほうの目録を作成する。その目録に載っていない文書はすべて、無条件のアクセス自由扱いとなる。

なぜ制限が必要か。それは、無制限の開示は 市民の利益(例えば国の安全)や権利(プライバ シー)を損なうおそれがあるからだ。

- ①国の安全、外国・国際機関との関係
- ②国の財政・金融・為替政策
- ③監察・統制・監督のための当局の活動
- ④犯罪の予防・訴追
- ⑤国・地方自治体の経済活動
- ⑥個人のプライバシー・個人の経済事情
- ⑦動・植物の種の保存

これらすべては、直接的に「市民みんなの利益を」守るための開示制限だ。開示が行政の円滑な業務遂行上つごうが悪いとか、企業の利益を損ねる、といったようなことは、正当な理由にはなり得ない。

「制限」には制限がある。部分的に秘密事項があるからといって全体を隠すことは許されない。 その事項を除いて開示すべき。また、秘密法令が列挙する文書の一つ一つには「制限され得る年限」

## 目 次

スウェーデンでは、公的情報は
市民みんなのもの ……潮見憲三郎 … 1
Current Swerden目次一覧 (16) … 3
研究会報告 4
Fax from Sweden … 5

が明記されている。例えば、刑務所内の受刑者にかかわる情報を含む文書については(文書作成後)70年まで。国防関係では、おおかた50年(軍事機密のいくつかは例外的に150年)、閣議の議事録は2年ないし50年…といったぐあいだ。

年限を過ぎると制限は自動的に解除される。 期限前でも、当事者の承諾や政府の承認などによ り解除され得る。つまり、スウェーデンには、い わゆる「非公開文書」は存在しない。

情報の開示は、その情報を保管する役所の、 その現場で、というのが原則だ。開示を求めると き、市民は、名前も、閲覧目的も告げる必要はな い。そういうことを、役所は、いっさい、尋ねて はならないことになっている。

#### ●著述と出版の自由に関する王国勅令

国王グスタフ II 世アドルフの三十年戦争での 武勲のおかげで、十七世紀に最大版図にまで領土 を広げたスウェーデンは、十八世紀に、領土回復 をねらう諸国の連合軍に破れ、講話を受諾し、新 憲法を制定した。専制王権に代わって議会の権力 が強くなった。いわゆる「大議会時代」(または 「自由の時代」) (1718–1772)が始まった。

その時代の終わり近くの絶頂期、1766年に、 議会は「出版自由勅令」(Tryckfrihetsförordning)を 基本法として制定した。

その二つの柱は、出版物に検閲はおこなわれない、ということと、公文書の閲覧・印刷・出版・配布は自由ということだった。

曲折はあったが、この基本法(憲法)は、呼び名もそのまま、今日に至っている。その現行法(1974/1977)には、三本の柱がある。

- ①印刷・出版の自由
- ②公文書へのアクセス自由
- ③著者・寄稿者・情報提供者の匿名の自由

この三本柱は互いに支え合っている。市民みんなに関係があることは市民が互いに自由に議論し合って決める(役所が決めるのではない)。それには、議論と判断の材料が要る。その材料は公的情報であって、そのすべてに、原則として自由に市民がアクセスできることが、当然の必要条件だ。それら情報を、市民は印刷・配布し、共通の

材料にもとづいて、議論をする。その議論は、誰にも遠慮のない、思い切った議論でなければならない。誰でもよい、何でもよい、匿名でも結構だから、とにかく「よいチエ」を出してほしい!

これが、三本柱のねらいだ。

スウェーデンでは「議論の余地がない」押しつけ、上意下達、付和雷同、泣き寝入り、知らぬふり…は、通用しない、とにかく、すべてをみんなの目のまえに明らかにして、みんなで考えよう、というのが、伝統的な精神風土なのだ。

#### ●わが国の「情報公開法 | 論議について

ようやく、わが国でも「情報公開法」制定の ための準備作業が、行革委の部会で進められてい る。例によって「公開法の審議は非公開」という シャレにもならぬ密室作業だが、今回は、事務局 が審議概要を配布したり、パソコン通信でのアク セスに門戸を開いたり、かなり前向きだ。

ただ、そこでの論議が、十数年まえの自治体 の条例制定のときと同じ「入り口」をめぐって繰 り返されているらしいのが残念だ-

実施機関の範囲をどうするか、公開の対象とす情報の範囲はどこまでか、「聖域」つまり「適用除外」をどのように設定するか、苦情救済機関の権限をどうするか、情報公開法だけで十分だろうか…と。

自治体の条例制定のときは、先駆者の生みの苦しみがあった。明治以来の「知らしむべからず依らしむべし」の体質に密着した「なんでもマル秘」の文書の山を、いわば、手作業で掘り返さなければならなかったのだから、そこから「公開可能」の文書を見つけるので精一杯だった、と言えるだろう。

しかし「何を公開するか」という発想が、民主主義の論理の逆立ちであることは明らかだ。公文書は「役所のもの」ではない。役所は、市民の税金を使っておこなった市民のための活動の記録や収集した資料を、市民に「見てもらう」ために保管しているに過ぎない。

そのどの部分を「市民の利益のために」開示制限すべきかは、市民が決めて役所に指示する、つまり、法律で決める。その指示に従うことも、役所の保管責任の一部だ。

役所が勝手に「見せる、見せない」を決める

ことはできないのだから、国政レベルでは、「原 則開示」とう大原則と、「例外的開示制限に関す る指示」を柱とする立法を準備するとともに、そ の施行にともなう既存の法令の改廃の準備を進め るべきだ。

例えば、行政手続法も、「開示は行政手続きの 一部」という視点からの手直しが必要だ。また、 公務員の「知り得たことを漏らしてはならない」 という一律守秘義務も改めなければならない。

#### ●市民の権利のほうが「聖域 |

発想の逆転が肝心なのだ。そうしないと、ただ地方自治体タイプの「情報公開法」では、またぞろ、主要な行政機関・関係法令・規則通達・前例慣行のおおかたは、適用除外という「聖域」のなかで、あいかわらず「マル秘」の山を築き、ふもとをチョロチョロと流れる当たらずさわらずの文書だけが「運悪く」公開指定されるということで終わるだろう。

そもそも、役所が適用除外を「聖域」と考え る考え方が大間違いだ。市民のアクセスの「権利」 のほうが聖域なのだ。

#### ● [付記1] スウェーデンで公文書とは

「文書」には、テープ、レコード、フィルム、コンピューターファイル、フロッピーディスクなど、いっさいを含む。文書の開示が制限される場合には「口頭で伝える」ことも制限される。

### ● [付記 2] 個人や私企業の文書は

私人や私企業の内部あるいは相互の信書や文 書などの秘密が不可侵であることは言うまでもな い (それらは「公文書」ではないのだ)。

ただし、例えば「○○庁御中」あるいは「○ ○委員長××殿」などと宛名書きされた手紙については、差出人が誰であれ、それを役所が収受した時点から「公文書」となるり、たとえ私人からの手紙であっても、その内容が公務にかかわっていて、法令所定の制限対象文書に該当しなければ、一般の公文書と同様に、原則開示される。

仮に、公文書開示によって企業の信用や利益が損なわれることがあるにしても、そのこと自体は開示制限の正当な理由にはならない。市民の権利利益を損なってまで秘密保持しなければならないか、市民にとっての(企業にとっての、ではない)メリット比較の問題だ。具体的な判断基準は、ひとえに、その公文書が、法令で制限対象文書に指定されている事柄に該当するか、しないか、だ。

私企業の秘密は原則的に不可侵だが、例外もある。「独占禁止」政策がらみで、監督当局から「情報提供義務法」(通称「インフォーメーション法」)にもとづく開示要求を受けた場合には、企業は、コストやマージンその他の情報を、当局に提供しなければならない。

公文書は原則開示であって、その「制限」は 市民みんなの利益のため。私文書は原則秘密であって、その「開示」が求められるのも、市民みん なの利益のためなのだ。

## The Swedsin Institute発行Current Sweden目次一覧(16)

スウェーデンの政治、経済、文化などあらゆる方面のトピックを速報するThe Swedish Institute 発行のCurret Sweden最新号の目次をご紹介いたします。(Vol.26,No.5につづく)。

内容についてのご照会には、当研究所も可能な限りお答えいたします。(事務局)

No.	Data		Title
No.403	June	1994	Back to the Future by Per T. OHLSSON
No.404	June	1994	Redical Reforms in Higher Education by Lilian OHRSTROM
No.405	September	1994	Outcome of Sweden's Referendum Is Hard to Predict by Jan O BERG
No.406	October	1994	Social Demosrats Return to Power by Sven SVENSSON
No.407	November	1994	Sweden for Women by Ingmarie FROMAN
No.408	December	1994	Swedes Vote Yes to Membership in the EU by Sven SVENSSON
No.409	August	1995	Sweden — a Drug—free Society? by Eva MOLANDER
No.410	September	1995	Sweden: A Model Crisis by Joseph B BOARD

1

## 《研究会報告》

講師に川上邦夫氏を迎え、10月3日、午後6時30分から8時30分まで(財)スウェーデン交流センターとの共催により丸ノ内三井ビル4階㈱トーモクの会議室にて開催。テーマは『ースウェーデンの中学2年社会教科書を読むー「あなた自身の社会!』について。

はじめに、スウェーデンでの社会科という教科についての説明がされ、次のその内容について目次をたどりながら、その全体の内容について解説していった。さらに教科書のなかにあるいくつかの印象的な挿絵や写真を紹介され、具体的な内容に触れていった。

そして、こうした具体例から、教科書としての「あなた自身の社会の」の特徴について説明をし、 その特徴に対応した部分についてさらに詳しく、実際の本文をとりあげながら解説し、最後に全体 をまとめて頂いた。

この中学2年の教科書で取り上げられている内容が、スウェーデンの実社会を等身大に映しだしたものであり、次世代をになう子供たちが社会において市民の一員として生きていくための様々な過程や事柄を深く掘り下げて考えていくことができるようになっている。



教科書を作った側の子供たちへの期待と信頼、 そして、社会の状況をありのまま提示する誠実な 対応は、非常に興味深いものであった。スウェー デンの教育の現場を支える1つである教科書の魅 力に触れることができた研究会であった。

講師紹介:かわかみくにお氏。著書に「シュルク・スクーラン1年生」民衆社刊がある。
1991年より92年にスウェーデンのレクサンド市に滞在し、地方自治の実情を視察。現在フリーランスライターとして活躍中。

# 《講演会・展示会のご案内》

# 大自然紀行 エコロジー講演会

日 時 8月13日 (火) 午後6:30~9:00

講 師 山内 正敏氏 (王立スペース物理研究所研究員)

テーマ 「北方圏の自然と人間活動―スウェーデンとアラスカを中心に―」

会場 スウェーデン大使館 オーディトリアム

参加費 2,000円 (交流会費含む)

定員 90名まで(電話予約順)

井 催 日本・スウェーデンサイエンスクラブ/ (財) スウェーデン交流センター/社団法人 日瑞基金

# グニラ・スンドストローム

Gunilla Sundström

## ─ 陶 芸 展 <sub>東京展</sub> ─

日 時:1996.8.26~9.6 (10:00~17:00) 土曜日、日曜日:休館

場:スウェーデン大使館内展示ホール(入場無料)

東京都港区六本木1-10-3-100 tel:03-5562-5060

(最寄り地下鉄駅:日比谷線神谷町下車ホテルオークラ別館二軒隣)

主 催:駐日スウェーデン大使館/(財)スウェーデン交流センター

作家略歴:グニラ・スンドストローム

1956年スウェーデン・ストックホルム生まれ。ヨーテポリ美術産業学校予備コースを経て、ヨーテポリのホーペテスコス絵画学校で学ぶ。作品はストックホルムの国会議事堂を始め、多数の地方自治体等に陳列されている。現在、南スウェーデンスコーネ地方、クリスチャンスタッド市郊外に居住して創作生活を営んでいる。

会

# **FAXED form SWEDEN**

No. 5

1995年12月8日号

§ 社会民主党、党大会でPerssonを次期首相 候補者として発表

社会民主党の長く苦渋に満ちた新リーダー探しはやっと終わった。幾週もの間出馬への意志を繰り返し否定した末、蔵相のGöran Persson氏が次期首相候補者として擁立されることに同意した。党組織が一丸となって説得した結果であった。

Persson氏は現在46歳で、首相及び党首選挙戦 に出馬し、党内では影響力の強い書記長のポスト を狙う現社会相のIngela Thalen氏と争うことにな っている。

社会民主党のストックホルム本部で行われた 共同記者会見で発表された今回の告示は、現職 Ingvar Carlsson氏の後継者という重荷を引き受け る者がやっと現れたという安堵感を党の隅々まで もたらしたことは間違いない。

Persson氏が気の進まぬ様子ながらも登場したことによって、(彼は蔵相のポストに留任するほうを望んでいる意思を全く隠さなかった)副総理及び次期首相候補だったMona Sahlin氏が先月財政管理上の問題で退陣に追い込まれて以来、社会民主党を煩わせてきた欠損を埋めることができた。

Persson氏は近年のスウェーデンの歴代蔵相の中でもっとも成果を挙げたうちの1人との評価をうけており、3月に開催される特別国会で、首相及び党首として選出されるのは確実と見られる。立候補はいまだ受付中だが、社会民主党側では対立候補が現れる可能性は低いとみている。

Persson氏の妥協を許さず威圧的な態度は時に 党内の主要な部署の失笑を買った。これは、多く の政治評論家が彼の指導者たる器を小さくとらえ た要素であった。

とりわけ、Persson氏が蔵相として金銭・会計 面の掌握を厳しく行ったことは、賃金抑制と合せ て、スウェーデンの労働組合には評判が悪かった。 昔から社会民主党の同盟を邪魔している組合には 歓迎されなかった。しかし、過去の怨念は新しい 指導者選出へむけて団結した幅広く得た合意のなかで葬り去られた。草の根のレベルでは、Perrson氏は国際強調を保ちながら厳しい決断をできる強い指導者となりうるだろうとの見解が浸透している。

主要ブルーカラー労働組合のLO会長Bertil Jonsson氏は以前にPersson氏がこの組合を「他のどこよりも興味深い組織だ」と評したこともあり、今回の発表を歓迎した。「これは心強いです。私たちが今おかれている状況でありうるベストの結果です。」とコメントした。

大手金属系組合会長のGoran Johnsoon氏は新しい指導者が取組とのよりよい協力体制を築くことを期待すると述べた。「PerssonとThalenは私の描いた理想のコンビではありませんが、いい線はいっていると思います。」

Thalen氏の国の指導者にと推してきた社会民主党の女性陣は、当初Persson氏の出馬に落胆の色を見せたが、それも今は譲歩を見せている。「Goran Persson氏には私たちが必要だし、私たちも彼を必要としているのです。女性から得るべき支援はしてゆくつもりです。」と女性運動会長Inger Segelstrom氏は述べた。

野党穏健派党首のCarl Bildtとの討議でも気の合う数少ない社会民主党首脳陣の一人とみられている、この好戦的な政治家は、伝統重視派と穏健派的社会民主主義のミックスされた代表者と見なされている。

蔵相であった14ヵ月の間に、彼はスウェーデンが抱えた膨大な債権を減らすために国際市場の分野を重点的に学んだ。

彼は歳出抑制とクローネの価値低下傾向を強めるための有効な方策を先手を切って進めようとしている。歴史的にみても、寛大な福祉プログラムは大きく削られ、なかでも年金生活者や失業者は利益を減らされる。福祉費用削減はそれだけでも痛いが、世論の党支持率も確実に押し下げることになる。Carlsson氏が8月に退陣を表明してから、政府支持率は7ポイント下がり31パーセントまで落ち込んだ。これは昨年国勢選挙で勝利を収めたときの45パーセントを大きく下回る数字であ

100日

る。

9月には、欧州議会選挙で反ヨーロッパの緑の党と左派の連合に大敗し、1830年代以来の最悪の結果に終わった。

そこへSahlinの事件があり、続いてその後任としての調整大臣、Jan Nygren氏の説得に失敗した。 Nygren氏は、そのポストは家族と過ごす時間を侵害するだろうからという言いぐさだった。

Persson氏は、スウェーデンの欧州経済圏及び 通貨圏入りを支持しており、2010年までに原発を なくす方針である。今後彼は、昨秋の試練後の党 員の信用を回復するという苦難を味わうことにな るであろう。

## § ネオナチ過激派増加につれ、民族主義抑 圧の動き

法相Laila Freivalds氏は、国内でばっこする民族主義者の暴力活動にさらに厳しく取り組むことを表明した。

民族主義者たちの動きの広まりを懸念して、Freivalds氏は1930年制定の決起防止を試みる法律を時勢に合せて改訂を検討していくことを明らかにした。

彼女の発言は、国内に広がり、急速に大きくなっている問題を前に、政府として何を判断するかという点で積もる批判を受けたものである。

長引く不況と高い若年層の失業率に業を煮やした者の決起した民族主義運動は近年盛んになっている。スウェーデン国内でも、今年だけで民族主義に扇動された暴動が100件以上も記録されている。

ネオナチの衣装に身を包んだ生徒を前にした 教師達は、この問題を解決する手だてとなるうる 権力のなさを訴えた。ある教師は、ナチスのシン ボルを服に付けていた生徒を家に送り返したとし て、国の教育委員会から生徒の表現の自由を侵害 したと叱責を受けた。

しかし、異国排他的な大虐殺は、南方の小さな町で起きた象牙海岸からきた男の殺害や、スキンヘッドの集団による10代の少年の傷害致死及び溺死事件も含めて、政府当局に取締りを厳しくするようにとの声を急速に喚起している。

対策を迫られて、ヨーテボリの警察はヨーテボリ内の約400のネオナチによる行進に職務尋問するという手段で応えた。騒ぎのなかで逮捕した

のは、25名ほどのスキンヘッドの若者で、ナチス 式敬礼をして「Sieg Heil」と叫んでいた。検察官 が、若者はその行為が民族的増悪を扇動するある まじき行為で逮捕されることはないだどうとみて いたにもかかわらず、彼らは捕まった。

Dagens Nyheter紙に寄せられた公開書簡では、 4人の閣僚が検察当局により強硬な対策を求め、 これまで明白に民族主義取締をうたった法律を制 定してこなかったことを非難した。

法相Freivalds氏も、移民大臣Leif Blomberg氏、 市政大臣 Marita Ulvskog氏、文部大臣 Ylva Johansson氏に同調し、はびこる外国人排斥思想 へのさらなる警戒を喚起している。「こうした極 右派の表現方法は今に始まったものではありませ んが、プロパガンダは拡大しています。だからこ そ私たちは不安なのです。」

民族主義およびネオナチに対するひとつのバリケードがおかれるべきであり、「社会の良識ある全ての力をもって」取り組むべきことだと彼らは書き加えている。

Ingvar Carlsson首相は、問題を大きくしていることを非難したうえで、これまでの国としての対処の不備を恥じることを認めた。議会のメンバーの一人で、南米出身の者が恐喝及び嫌がらせに遭い、避難を余儀なくされて事態の深刻さを知ったという。「私たちは今まで、民族主義者に甘い顔をしすぎでした。」と彼は語った。

## § スウェーデンのモグラがソ連の亡命を阻む

Stig Bergling氏ことスウェーデンの最も悪名高きソ連スパイ、冷戦さなかのロシア軍トップ官僚の亡命を阻止したと報道番組のNyhetemaがすっぱ抜く

Bergling氏は現在服役中で、1970年代にソ連当局に、当時ヘルシンキのロシア大使館の軍事大使であったGeorgi Gedosov氏がスウェーデンに亡命を企てていた旨を内報した。

この亡命はスウェーデンの冷戦情報筋にはこのうえない収穫となるはずであったが、Bergling 氏の通報によってGedosov氏が直ちにモスクワに 召喚される結果となった。

Bergling氏は約7年間妻とともに逃亡生活を送った後、1994年に服役のためスウェーデンに戻り、終身刑の減刑を求めていたが法相のLaila Freivalds 氏は刑を減じることはないと話している。